

公益財団法人宮崎県国際交流協会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益財団法人宮崎県国際交流協会定款（以下「定款」という。）第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 報酬等は常勤の理事のみに支給することとし、非常勤の役員及び評議員には支給しないこととする。

2 常勤の理事に対して支給する報酬等は、報酬及び期末手当、通勤手当とする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 報酬の額は、別表第1に掲げる額とする。

2 期末手当の額は、別表第1に掲げる額に別表第2の割合を乗じて得た額に、別表第3に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 通勤手当の額は、県職員の算定の例による。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、毎月21日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）に支給する。

2 期末手当は、毎年6月及び12月に支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職 名	報 酬 月 額
常 務 理 事	2 9 0 , 7 0 0 円

別表第2（第3条関係）

職 名	加 算 割 合
常 務 理 事	1 . 1

別表第3（第3条関係）

職 名	期 別 支 給 割 合	
	6 月 期	1 2 月 期
常 務 理 事	1 . 1 7 5	1 . 1 7 5